

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
インフルエンサーが同行する森林・林業体験ツアーの企画運営・動画発信業務委託に係る
事業者選定委員会運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、インフルエンサーが同行する森林・林業体験ツアーの企画運営・動画発信業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議の非公開)

第2条 選定委員会においては、次に掲げる事項が山梨県情報公開条例第8条に規定する不開示情報に該当するため、会議を非公開とする。

- 一 審査前に委員を公にすることにより、審査の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。
- 二 企画提案の審査及び受託事業者の選定に関し、提案企業がこれまでの事業活動において蓄積したノウハウ等が含まれており、これを公にすることにより、提案企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること。

附 則 この要綱は、令和8年7月6日から施行し、委託契約日をもって廃止する。